

神島田小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方について

(1) いじめについての基本的な認識

- ・ いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。
- ・ いじめは、人間として絶対に許されない。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第二条】

(2) 学校のいじめに対する基本姿勢

いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるものなので、児童をいじめに向かわせないための未然防止にすべての教職員が取り組み、学校全体で組織的に対応していく。

(3) 育てたい児童の力・教師の役割

○ 児童に育てたい力

- ・ 友達の気持ちを共感的に理解する力
- ・ 自分と友達の存在を等しく認め、お互いを尊重できる力
- ・ 意見の相違があっても、前向きに考え、調整し、解決していく力

○ 教師の役割

- ・ 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- ・ 日頃から児童を見守り、信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化やシグナルを見逃さず対応する。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、校務主任、生徒指導主任、養護教諭、（学年主任）、必要に応じてスクールカウンセラー等を加えて構成する。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ 生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止

対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 年度当初に、スクールカウンセラーによりを発行し、相談窓口としての存在を周知する。
- ・ 随時、学年だよりや保健だより等を通して、また、学級懇談会・学校評議員会等の場で、いじめ防止に対する意識の向上に向けての情報発信・意識啓発を図る。
- ・ PTA 常任委員会、学校ホームページ等を通して、学校評価の結果等を発信する。

エ いじめ事案への対応

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題解決にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応は、適切なメンバーを構成し、迅速かつ効果的に対応する。必要に応じて外部の関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童がいじめについて学び、児童自らが主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- イ 児童間のふれ合いを重視し、お互いに認め合い、励まし合い助け合って友情を深められるような学級づくりを行う。
- ウ 教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じられる機会を提供し、児童の自己有用感を高められるよう努める。
- エ 道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心を育てる。
- オ 情報モラル教育を推進し、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

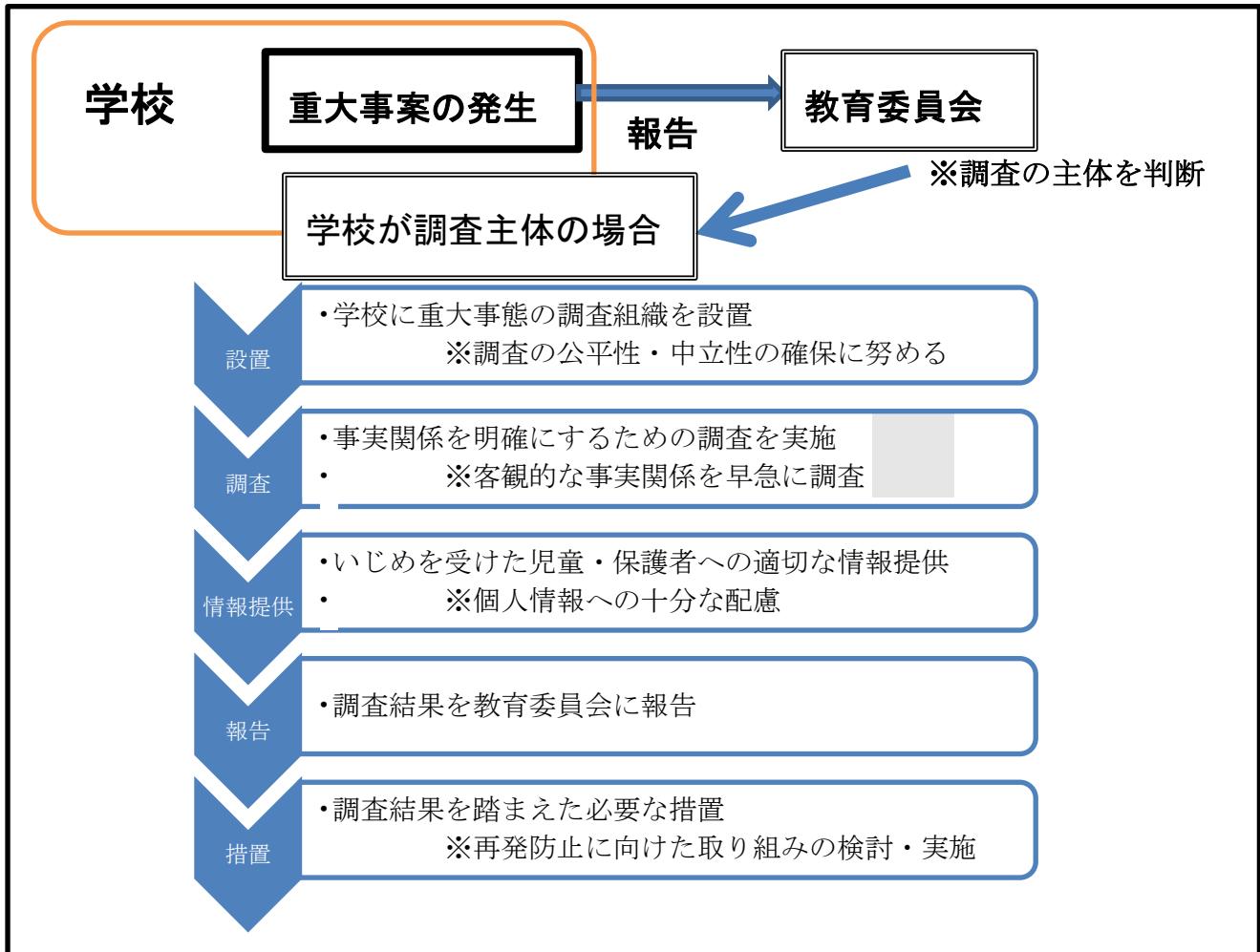
- ア 生活アンケートや教育相談を定期的に実施（年2回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」に報告し、組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や児童相談所等の関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- キ 毎月提出の報告書にて、認知したいじめ事案として市教育委員会へ報告する。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会へ報告し、以下の「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。



- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
(3) 調査結果については、被害児童・保護者に対して適切に情報提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、適宜見直し、実効性のある取組になるよう努める。
(2) 年度末に、いじめに関する項目を盛り込んだ学校評価アンケートを行い、いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) 年度当初、PTA総会において、「学校いじめ基本方針」を保護者に向けて説明し、保護者からの情報を得る。
(2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【令和3年11月改訂】